

岩倉市市民参加条例施行規則第6条（傍聴手続）見直しの請願



平成30年12月3日

岩倉市議会議長
黒川武 様

請願者

住所 岩倉市

氏名 甲山 海緒

紹介議員 岩倉市議会議員

木村 冬樹

堀 巖

榑谷 規子

鈴木 祥伍

【請願趣旨】

岩倉市公立保育園適正配置方針に係る懇話会で、議事録は全文記録としながら委員の発言が省略されていました。また、委員の発言と異なる解釈となる書き換えがあった疑いがあるため、岩倉市情報公開条例第10条第2項の規定により、会議を記録した録音データの情報公開を求めました。

しかし、岩倉市に会議録は納品されるが、録音データは会議録を作成するために委託事業先において用いられたものであり、市が保有する公文書ではないとして非公開となりました。

懇話会では録音・録画が認められておらず、委員が議事録を確認して、自分の意見が省略されたことに気づいても、その事実を確認することはできません。記憶が曖昧なまま自己情報訂正請求をすることは、市民にとって大変勇気が必要です。

執行機関が開催する会議も省略等が行われないよう、また、委員の意見が尊重されるよう、開かれた会議になることを求めます。

【請願事項】

- ①岩倉市自治基本条例第4条(自治の基本原則)第2号
第17条(情報公開と個人情報の適切な取扱い)第1号に基づき
個人情報を除く市民が求める情報を正確に提供することを求めます。
- ②執行機関が開催する会議も市議会同様に開かれた会議となるように
岩倉市市民参加条例施行規則第6条(傍聴手続)の見直しを求めます。